

**令和3年度1月
専決補正予算について
(第21号補正)**

**令和4年1月
企画財政部財政課**



令和4年1月21日に本件について、投げ込みをしておりましたが、長崎県の方針変更に伴い、内容に変更が生じたので差替えをお願いいたします。

【変更前】

- ・前年又は前々年の1日あたりの売上高

【変更後】

- ・令和3年、令和2年または平成31年（2021年、2020年または2019年）の1日あたりの売上高

担当所属 企画財政部財政課
担当者 山野
直通 095-829-1126
内線 2314

令和4年1月31日

市政記者 様

令和4年1月専決補正予算(第21号)の概要

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の適用に伴い、長崎県の飲食店等への営業時間短縮要請に依りて、営業時間短縮要請協力金（第7期分）その他について予算を補正する必要が生じましたが、特に緊急を要したため、1月21日に専決処分しました。

【補正予算額】一般会計 24億8,716万8千円

営業時間短縮要請協力金

協力金 24億3,840万円（2,500店舗）

事務費 4,876万8千円（協力金の2%）

【財源】協力金：国80%、県10%、市10%

事務費：国100%

新型コロナウイルス感染症対策に係る予算について

営業時間短縮要請協力金

24億8,716万8千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和4年1月21日から令和4年2月13日までの間、長崎市に対して「まん延防止等重点措置」を適用することが決定された。これにあわせて、長崎県知事から市内の飲食店等に対し、営業時間短縮の要請が行われたことから、要請に協力した事業者に対して協力金を支給するもの。

今回：令和3年度第7期

- 要請期間：令和4年1月21日（金）～令和4年2月13日（日）（24日間）
- 対象施設：長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設（キャバレー、スナック、カラオケボックス等）
- 主な申請要件：
 - ア 令和4年1月20日（木）までに対象店舗を運営していること。
 - イ 要請期間のすべての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（終日酒類の提供は行わないこと。）又は終日休業すること（通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合を対象外）。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者でないこと。
- 協力金額：1日あたりの給付額×24日間

中小企業 (個人事業者を含む)	売上高 方式	令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高	[1日あたりの給付額]
		7万5,000円以下	3万円
	7万5,000円超25万円未満	令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高の4割	
	25万円以上	10万円	
大企業	売上高 減少額 方式	[1日あたりの給付額] 令和3年、令和2年または平成31年(2021年、2020年または2019年)の1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限「20万円」	

- 申請期間：令和4年2月14日（月）～令和4年3月31日（木）
- 全体の事業費：協力金 24億3,840万円（2,500店舗）
事務費 4,876万8千円（協力金の2%）
【財源】協力金：国 80%、県 10%、市 10%
事務費：国 100%

※協力金の支給が年度内に完了しない見込みであることから、全額を繰り越す。

令和3年度	営業時間短縮要請期間	日数	申請期間
第1期	令和3年4月28日（水）～令和3年5月11日（火）	14日間	令和3年5月17日（月）～令和3年6月30日（水）
第2期	令和3年5月12日（水）～令和3年5月31日（月）	20日間	令和3年6月1日（火）～令和3年7月15日（木）
第3期	令和3年6月1日（火）～令和3年6月7日（月）	7日間	令和3年6月15日（火）～令和3年8月2日（月）
第4期	令和3年8月10日（火）～令和3年8月23日（月）	14日間	令和3年8月24日（火）～令和3年10月11日（月）
第5期	令和3年8月24日（火）～令和3年8月26日（木）	3日間	令和3年9月13日（月）～令和3年11月1日（月）
第6期	令和3年8月27日（金）～令和3年9月12日（日）	17日間	
第7期	令和4年1月21日（金）～令和4年2月13日（日）	24日間	令和4年2月14日（月）～令和4年3月31日（木）